

成田市多文化共生施策検討業務委託仕様書

1. 委託業務名

成田市多文化共生施策検討業務

2. 業務の目的

本市では、令和3年12月に「成田市多文化共生指針」を策定し、多文化共生に向けた施策の方向性を示し、様々な施策を実施しているが、今後も増加が見込まれる外国人住民との共生を進めるための新たな施策の検討を行う。

施策の検討にあたり、外国人住民アンケート調査及び外国人を雇用する事業所や学校等へのヒアリング調査を実施し、本市の現状の分析及び課題整理を行い、新たな施策の立案を目的とした資料を作成する。なお、施策の検討に当たっては、教育・子育て・医療・就労支援・地域との交流・防犯などの分野での検討を必ず行うものとする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 関連法令等の遵守

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。

5. 業務概要

(1) アンケート調査及びヒアリング調査

ア 外国人住民アンケート調査の実施

外国人住民2,000人を対象にアンケート依頼書（回答はインターネットによる）を郵送し、増加する外国人住民の生活実態や行政に求められるサービス・情報等のニーズを把握し、今後の施策に生かすためのアンケート調査を実施する。

なお、設問については、本市が作成した既存の質問項目に加え、新たな視点を踏まえた設問の検討を行うこと。

また、対象者が紙媒体での回答を希望する場合には、紙媒体での回答を可とし、その対応は本市が行うこととする。

イ 事業者及び学校等ヒアリング調査の実施

教育・子育て・医療・就労支援・地域との交流・防犯などの分野での施策の検討を行うに当たり、外国人を多く雇用する事業者、学校、保育園、医療機関、自治会等を対象としたヒアリング調査を実施し、外国人住民への対応のなかでの課題や求められるサービス等を把握する。

なお、対象は各分野3件以上とし、事業者の選定にあたっては、特定の業種に偏りが

ないようにすること。

ウ 報告書の作成

回収後の調査票は、受注者が集計・分析（コメントを含む）、過去の調査（令和３年に市が実施した多文化共生外国人アンケート）やとの経年比較を行うとともに、国や千葉県と同様の調査との比較分析を行い、本市における課題等を抽出する。本市における諸課題に対応した施策の立案に向けた基礎資料を作成する。

エ 成果品

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ・ データファイル（ワード・エクセル） | 1 式 |
| ・ P D F ファイル | 1 式 |
| ・ 意見、フリーコメント等も全件整理し電子データで提出 | |

6. 成果品等の帰属

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は本市に帰属する。

7. 実施体制及び責任者の専任

受注者は、委託業務と同様の業務に従事した経験を有する者を中心に「業務責任者」を定め、併せて必要な数の適切な人材により業務を実施しなければならない。

8. 資料の提供

受注者は、本市が保有している委託業務に関する情報又は資料について、無償で提供を受けることができる。

9. 納入期限

納入期限については、本市と協議し決定すること。

10. 個人情報の管理

受注者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、機密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

11. その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。
- ・ 受託者は、本市への報告・納品等の期限及び作業スケジュールを厳守すること。

委託業務仕様書詳細

1. 外国人住民アンケート調査、事業所ヒアリング調査について

●外国人住民アンケート調査

対象：市内在住の18歳以上75歳未満の外国人住民（無作為抽出）

配布：男女それぞれ1,000件程度

●事業者・学校等ヒアリング調査

対象：市内事業者（協力確認書提出事業者から選定）、市内学校、保育園、医療機関、自治会等

回答：各分野3件以上とし、事業者の選定にあたっては特定の分野に偏らないようにすること

（1）アンケート調査票の作成

●外国人住民アンケート調査

40問程度の設問設定：回答フォームはインターネットによる
（本市が作成するLOGOフォームを使用）

調査票は10か国語（ネパール語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、シンハラ語、タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語）に翻訳する。

（2）発送

●外国人住民アンケート調査：依頼文は郵送による

・はがきの送付（依頼文）1回

・はがきの送付（督促状・礼状）1回

※宛名ラベル（督促用を含め2部）は、本市が提供

（3）回収

●本市で回収し、回答データを受注者へ提供

（4）集計

単純集計、クロス集計、分析調査

（5）アンケート分析

・集計分析結果は、図表等を用いてわかりやすく整理し、本市をはじめ国、千葉県が行った類似調査結果と比較分析を行い、電子データで提出する。

- ・分析結果については、本市に報告・説明し、必要に応じて追加・修正を行い、電子データで提出する。
 - ・その他の意見も全件整理し、電子データで提出する。
- ※以上郵送、配送料はすべて受注者が負担する。

2 アンケート及びヒアリング結果の分析調査について

(1) アンケート及びヒアリング結果の分析による、課題の抽出及び整理を行い、本市に求められる施策を検討する。

3 事業実施に伴う経費

委託経費は、次のとおり

- (1) アンケート調査実施等にかかる経費
(依頼文・督促状印刷、郵送料、調査票翻訳経費、諸雑費等)
- (2) ヒアリング調査実施等にかかる経費
(依頼文印刷、郵送料、諸雑費等)
- (3) 本市との連絡に要する通信費(資料送付費用含む)
- (4) アンケート及びヒアリング結果の分析に係る経費

別記1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（機密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を機密として管理するものとし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

第3 受注者は、その業務に従事するものに対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関しての必要な事項を周知しなければならない。

（漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止）

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはなら

ない。

（再委託の禁止）

第8 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後、その他の理由により個人情報が不要になったときは、直ちに発注者に返還し、又は発注者の指示に従って処理するものとする。

（事故発生時における報告）

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。